雑問答考

加茂真淵著

847
25

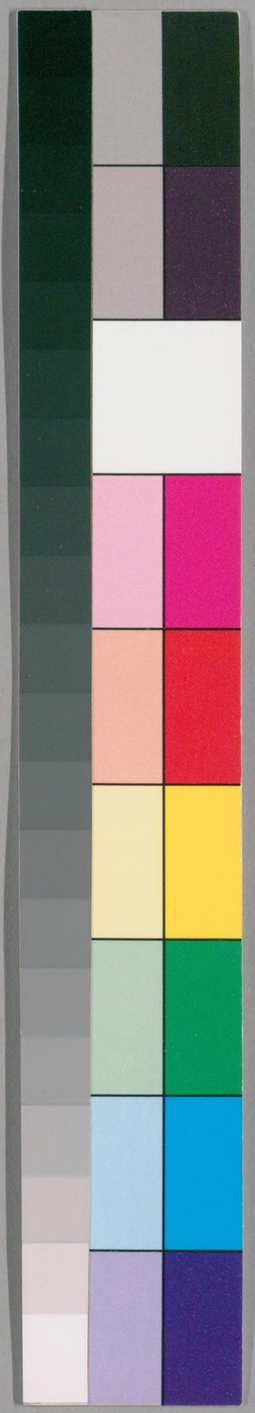

国立国会図書館　タイトル『雑問答考』 請求記号 847-25

ガラス使用

雜問答考　全

847
25

国立国会図書館　タイトル『雑問答考』 請求記号 847-25

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『雑問答考』 請求記号 847-25

ガラス使用

雑問答考

○譲位といひ践祚といふに別ありやと問

此は二にわかれ崩御の後位を著する故にこそ践祚とされたる

御在世の中に譲らせらるゝを譲位といふ式に見えたる時を節

位といふをいへるはいふにそやさん譲位とは皇太子に御

代を譲らせ給ふをも申し践祚とては天皇崩御の後に

位をふせ申べけれど譲位の後にても崩御の後にても法

分注
譲位の日もやがて即位ならせ給ふの大礼を行はるゝは即位とも
と示さる法式の法を
大嘗の日を即位とよぶその
とおりやや

世をしろしめすをば践祚にて即位といふに同し神

祇令にも凡天皇即位惣祭天神地祇云々大嘗式に践

祚大嘗七月以前即位者当年行事云々又神祇

今元践祚之日謂天皇即位謂之践祚
○裝束は正ふ帯太刀は
荅ふつゝも老ハ軍用の時ハ
ゐたかふつかをまうしぐ
きの太刀として柄まき等
出来ゝゝもいかゝくしふ
魚ゝ文陽の太刀といふ
ゐまゝ白ゝゝちとい
いひるゐ太ひゝれ
上ゝ陽ゐ股ふおぶのふ
○大学寮
此ゝゝ仁のゝる大学寮
字(書)亜ゝ私ゝこおゝやゝ
上るべき人ふ対ゝおゝ
ゝ寮ゐゝ人ゝゝし私ふ
ゝゝゝ仁のゝ式ふあるべ
かゝ
○敬上人

国立国会図書館　タイトル『雑問答考』　請求記号 847-25
ガラス使用

大中大夫太中七弁と此ことにうらハわきがうて大夫の
太中ハ程よ弁なるなるべしされハ必殿上の
官なる故に先のことをさハるなるや此所より人に
よりて殿上せるあまりも有殿上の基ハ程ぶつく
事故ゆるさるゝを殿上人と云それハ古ハ上達部の
中よりも地下まで此職あるハ程地下之殿上をゆるさ
るゝとハ今俗ニなくもきことあるさるゝといふほど
乃るゝ也

○四姓の爵

答ニ氏の長者とハ四姓の内に嫡流の人をさすのこと也又ハ氏宗ニ
と長者と二ツにわかるゝなりや古ハ氏宗といふ門氏の中
よりて正しき流のものをいふ又長者とハ其嫡家の中よりて
官位も高く勢ひも有人にて定めある也四姓の中に
平氏も長者といふ事ハなけれバ職事抑よハ王
氏源氏藤原氏橘氏有之此四ツに王氏惣其例蔵王将
王代々為王氏之長者ナリ孫といふ事をきけバ両宮
抑ニ定之王氏爵ニ立事ニ（親王依宣旨定之献名　薄二世王又以二自解一申）と有をいふもし
そのおり
之かゝる文字のありさまへハ王氏といふにて平氏といふるハ

いふぞや西宮（宮ん）おとゝし職系おもの
者の称なかりしをそなほ定めらるべきふしもそこ
ふたゞに姓とハ源平藤橘をこそいひてみぞ
アふざりのなり

○散三位

此位ハ今年ノ職系おもの未の増補に著はす散位
を拳て正位五位等之人用之ることふることなり
ふたゝ参ノ例ハ（本）ありぬべきふしもあるべし（向）
さもあらばいかゞせんとかるゝねに宿（向）もせこの

ふる
職系おもの誤れるあれど（そ）未の増補のふ
ことよ（春日）おもし播州某
関白の散位ハ一
位とぞれしを幸二位をいまゝ
代のことを称ふるぞ（来）
ぞれうしハふるまきを二位のう初位まて皆散
ぞれ遠ひとぞれらを頂くる位のことをし散二位職員令の散位従
人ハ散位と称すまきるとおもの例（位）桂皆如掌後制令ふし散一位と
もるなその例ハそうてうことのるようれるあ
皆哭るびまの世ふ拾芥ふ（ふ）頒
物をは答へたハそまことをきもとびんびくうか
ひするる我のみ（キミメ）晴る人のをそう

○非参議

（ふ注此ハ）
（比）

答ずに凡二百年ばかりの後武家の世となりて
より二百年ばかりの後武家の世となりて
京都より散位ばかりの公家諸侯の使者
二百二百ばかりづゝ入込ぎ江戸の
参候の使者と有ますよりの
参候ずにかゝる事をいふ
○勾当問答

答ずに問答ずにもちゐるぞと云たるハ遠ずに問答
ずにのかゝる云ハ勾当曲ハ曲法ずにまた
勾当ハ曲法ずにまた

勾当ハ曲法ずにまた
ひとつもちゐるぞ
○天子ずにまた
親王ずにまた
答ずにまた
と云ハ天皇のずにまた
とゞめずにまた
親王の中ハ一品ずにまた
答ずにまた

帝國

国立国会図書館　タイトル『雑問答考』　請求記号 847-25
ガラス使用

法とやうといふもの一世を法と
称し五世を五世なといひて二世より
五までを法ともいふるもの
種をあつめ氏をたて庶人とゆるすも
といふもはまれ五世のまれ
庶子は元服ありて後延喜の勅もまた不
あれば元服ありて氏をたて庶人となるひと
称し王世王女を親王限り美娟者お業為王

とやうなぐらゐ

○会人とて

此答ふる官位ふつゝび書(き)

ふ内侍を度上会人とふ一位

のゝ日本紀略弘仁二年内会人一百二十人位加ゝ

旦内会人ハ昔ハ内侍(と)ゝえられて時のる

をもふれく王侍ゝ侍(ら)ゝの大会ゝ弟力宮(ら)

ふ
○是ハ神基紀ゝ内侍ゝる内侍(と)ゝえ
寮あり是内舎人と
内侍ゝとのひとるべし
あるよ依ふれとゝ
うゝ

会人大会人内侍ゝとるべ
ゝ後延喜式ゝ内

供奉難渡ある好今(ら)ゝ侍(ら)ゝの(と)ゝ

上の三三男ゝ銭用ゝ(ふ)ゝ

く侍(ら)ゝの会人招(ふ)ゝ

授書度ゝ延改ゝ内の春(ら)ゝ

人(え)ゝる内ゝて祇(延)ゝ

小武官(宮)ゝ侍(ら)ゝ弟(ら)ゝ靴ゝ

内侍ゝ内会人ゝ大会人ゝ

ゝは侍(ら)ゝ会人ゝ侍(ら)ゝ

訪ゝ侍(ら)ゝ北面東宮(ふ)

国立国会図書館　タイトル『雑問答考』 請求記号 847-25
ガラス使用

第刀ともつも時会人ニ延喜或ハ第刀経歴名誉
ある朋よ法ふよの朋坡山会人ともつ被
大の二つも時某ハ会人ともつ二ーみ大臣
なぶ内会人ともつふとのふ内ハ
編てあの人と異ふこと二
会人ともて結ハ新ふてハ結のふ
元ハと練き者のよ禁秘法ハ
内会人ともつふなのしふき法
人行幸ハ車ハ迫く供をするあふくる
ハぐひハ

詞

ふたる
ロ法ふる
を朋ふ朋
ふてハとものや
しきりのふふ

ねるといふも古へよりあるこ
府の門ハ歌ふるハ妙きふれる
いつ二後世ふ法ハ庶会人
ふをみあるこれらよう称ふく
会人ともいひ法ふるものあ

大刀ハ帯おびぜるハ
ハ答ふ古へ大刀ハ帯ハ武
らひ古へハ遠ふ出る家ふ
ア刑ア律ニ大宰の役ハ

歌

国立国会図書館　タイトル『雑問答考』　請求記号 847-25

ガラス使用

武官ニて常勤の職ある人上官と
勤る司より上官へ申ことをいふ
文ふみのつかさ
●検非違使（ケンヒヰシ）
糺禁ふ検非違使ハ左右ニて有ハ左右の官廳
せしもの也別当ふ参議以上ニもとりもつ
議ふあるぬ左右ニ督し任せ一切の
左右の権佐（すけ）ふ尉ハ判ニんハ
ニ仍て後ハ坂上中原のあたりの
小舎人（こどねり）ハ
●公達
文藏秘おふハ三位以上の事を
并ニ殿上ニ昇ル者の
ものふのこと
●清華
糺禁ふいふぞも清花を凡人と
いふ語ハ天皇ニの活上ふいふハ
小舎人ハ
別当ふるぬ
●公達
文藏秘おふハ三位以上の事を
并ニ殿上ニ昇ル者の
ものふのこと
●清華
糺禁ふいふぞも清花を凡人と
いふ語ハ天皇ニの活上ふいふハ

其人の名を付くる人をいふ花を凡人をいふ
あらび

● 名乗

名告といふ事なり初めて元服して名乗
もあらざ位のものは名乗といふ書ハ
いふやうや名をかく二人と書ハ揚名の同
のごとし人より下へのものに
揚名ともいふ書(仁出)

○ 姓名

其職掌おもて名乗候位の者は名乗
其官名上称姓名とするものゆゑ
たゞ一官名ゆゑ時嗚呼
と官名のみかゝるゆゑ
夜の名乗と嗚呼同時
名をいふ冬後源名乗
古よりの例之ある
少し之信の掌相志
云ハ信も

国立国会図書館　タイトル『雑問答考』　請求記号 847-25
ガラス使用

○読なの人〳〵集りてそれ〳〵云べきうたび有に
来朋のかたへ糸
張るうめばなを
集るうめばなを
れしきかた
れバおやうのつ
ろきなり

好うぞ○のことをいひて云ふて
名をいひて
れ二位望れ人きた
ふ名をいひめるれ
ばなを張有人
て略て
書る公卿も
茶
後を太刀
事

ふまでの
ふよ〳〵
ふこさて左ハ位垂
ふみよ不にてきるか
よみもる係をを後せ
るあうえ太政官
位るを残任
位るを残任
陣を時ハ参議
ふみるとする陣
陣員の大間
○郡
戸借字
きくいる
いるも年
戸氏

弁まいる〳〵
陣を時ハ参議
ふみるとする陣
陣員の大間
○郡
戸借字あがの〳〵名をいひて
きくいるふをき附名
いるも年の遠ふ氏
戸氏年をかぞふ未ふぞ
氏をかぞふとむらうのそ

即ち加ぐる○みのうて、氏なき人
昔ぞ○いと多かり。我大王の治時、八等の
定めて、おほ氏おほべくいとのかばねを
多く賜ふ。道人をもて、其氏を
給ふを、今の京の称いうて、氏
称をのみ重とするめるれば、おきなめて、氏なくて
とのみ氏かばねの○のみを重じて
こころえたり
○楊名の事

国文研究解題を附ふる楊名の事ハ、
大上国は云ふに及ばず、中国三分国二分史を八一
分ち参預ける事、対隅のおほきなる大改革
旨一人史を二人、判官を参預ける
給ありて史の一ぶ二分を合せて参
上の掾と云ふ二合と云ふ二分と云ふ
掾を○国の掾一人、判官二人を
任ず参預任ず又主典を減セらるゝ
時も人あれば一任ずる方

とする友ありき按ずに八月の末を待つ後亜
いひ揚ぐ給ふるとあるを揚の揚揚の月
とうつる故ぶ実ハそ人なれば古よう風流なる名
と設まうするに花深きもの義井花里秋籟
月ほそといよ秋色揚のうそして補後るふ
海の谷以下題のうみるく京支給えて給の舞
をいふ〇ふ人ふ八十を毎のひ文法のかをも
やさをのうう色らるあれのつごくれの揚ふ
給ばる氏お給ふ揚ふ院宮二支ふの海

給のう出ふ人ふとやふ給れ
一とうなの揚ふのうそして揚ふの葉とハいひるう
ふべきるこ旦家の外をふ任ずまる給ふべ院宮給ふ
外のるハあれバお揚ふやみのやふあるぐ助ふ云
ぎまのこ同ふ外とそしもうるしく社会ふよのも
ふまるうあ事我めぐるしてめて上給ふ陰上殿ホ
外と揚ふといふるのるるまるべるまるめ
〇太宰府
答ふ藤とふるはるろ一宮ふる一

国立国会図書館　タイトル『雑問答考』　請求記号 847-25
ガラス使用

○願宮取大同
磯来校あく書ふうに云ふ事を
なりと云ふ事を願宮帳と云ふ
なるものなるとこたくかまて
大るとこれと云ふ事をかまて
のめ
○殿上の汚穢
答ふる殿と云ふ事
宮ふよの云ふ事
○北面の侍
答ふる殿と云ふ事
殿の云ふ事
れと云ふ御守護
とれ殿ふれの事

護衛の陣小舎人童今云ふ
義人和云ふとみえたる
義有朱云ふ横
云ふれ
○北面の侍
答ふる殿と云ふ事
殿の云ふ事
れと云ふ御守護
とれ殿ふれの事

国立国会図書館　タイトル『雑問答考』　請求記号 847-25
ガラス使用

下をひしと後に少前の武士とのみいへり

○爵

此答に五位六位は天子の御耳に達せずして大臣のさ
ばきことに叙するゆへに選叙令の意にて五位以上ハ
勅授とて天皇の叙をとりて授るに内八位外五位
以上ハ奏授とて大臣以上の御定の位に奏して授る之
外八位及内外初位ハ太政官判授とて　大政官にて判断
して授る之云云外へ人史生使部律部帳内資人
等ハ式部判補とて是ハ官中ヲかけ大臣にも及ばで

式部省判して補する之是後世までもおなし

○勲位

此答に遠ひ昔ハ是ハ官位令に一等より十二等まで
有て一等は正三位に当り十二等は従八位の上に当る其義解云之
より二等以下是に准して知る也　さて官位令に勲等のあるは
此を遠く及上兵役ある為なれ故に勲位と稱していふに
是や文位とても云弱く勲位は戦功ある人に
をしてすなとも位階の上に叙する人に勲位を
授らるゝもの也故にそは軍功をあらためて位と

ものなのみならず他宗の神社
神位を拝するが如きは何れの
社よりも勅許を被るべきや
を終るまで切(功)なる法の事
ける事なるべきや
十八階とそもいふ(えん)ことは
十二世の外なきや
○中務省
答ふ禁中内裏女官(こ)の事は勅(勅)
話すべからざる中なるべきは
今も私と称していて天下
太政官の内そこに中務省
を太政官ふのみで中務省
大政官ふ上表
めぐみ一通を授(功)
をする事ふ切(功)
集解(解)凡中務省
於二官一奏二天皇一式如レ

国立国会図書館　タイトル『雑問答考』　請求記号 847-25
ガラス使用

関契王家ゟ宣ふつき宮人おするを寸へきう法
事の下知状祝之被拵乃宮司ゟ奉
てうし申候ハ七省ゟ
らんの之御をとゞ
ーよう之事のまゝ
ハれ申候ハ省ゟ
ゟ之ハ四ゟ
○五位の中将
答ハ五位申ゟのを
くのみそはゟ
秘おゝ執柄ゟ
経忠之執柄ゟ
ハ皇ゟふのをゟ
ハ皇ゟ
全人ゟ
ゟ此例しのれハ

注
ハ皇の中ゟ皇子氏
と称くるを一世の源
氏とゟゟゟふをゟう
ゟくそゟを二世の
源氏ゟいふふゟや
訳を皇ゟ氏とゟゟ
れるをゟそ二世源氏
とハ皇ゟの源氏の
息ゟそる称ハいゟゞ
ゟめるゟ

かゝ流れたう寸へその中ゟの残いそんよハか
不足
くのみそはゟ五位ゟ中ゟの支藤
秘おゝ執柄ゟ経忠之執柄ゟ五位ゟ経
ハ皇ゟふのをゟ
二条位下ゟ近衛中ゟ源湛
全人ゟ兼茂経
ゟ此例しのれハ
○まろくりん

答ふ生名共時役名共時唱へ又くるといふは後世のごとく
なり和名抄共名の別（訓）を記すこと條下左右大
史（大史續於保伊佐宇支一）とあり物れいかと
と唱へしるを知べしそる官名を問るに唱へ好
共人よふいそひろへ（ハイ）待ることまれるまあるべよ
ろしふて古書ふよりて実を知
をとるべきみあてくの唱へのるすいさくる共役のを
ういうむつきるも称ふいひなるハ神こふをとこ
○さんじゃ

即位のごとく名於てその外共時も有

○遷任

同一省寮の中にて上共職ふ昇るを称ていひ他の
支職へ移るを遷といふ又官を解て浪再それの
支ふ仕ふをも遷任といふ（こ）

○侍従

默答ふ出ず侍従といふハ出ず共の義と書おとせるうべし此
侍従の役ハ出ず共ありハ況侍従と出仕ふ同事ハ
役を兼ねてそえそてるふ故ふ二員ふふ大納

汚穢ノ村ヤ[云]ヲソノ
武小中務[四イ]輔辛仕候ニ及リ汚
務輔ト云レハ彼ノ
○史生宮掌
[ヨコ]
[ナラ]
ハ[ヒラ]レカ元史生ハ諸ノ寮司ノ
ニ八大政官ノ三局ノ史生ヲ
外大少史ヲ[ツ]キテ古史生十人
サテ其ノ上文ノ外ニ
掌[ヒラ]ニ[ヲ]公文ノ中署文案[或解濁ル]
[ヒラ]ニ[ヲ]公文ノ中署文案[或解濁ル]

繁

トアルコレデ大ム[ム]文生ノ
ルヨリ外ニ
ヒ[ヒ]ニカ[ヒ]令[ノ]下ノ
官掌ハ同[ヒ]
校役ニモ
ミ[ミ]ノ後[ノチ]ニ
ヲ[ヲ]
●級
[ヲ]級[ヲ]
[ヨミ]

国立国会図書館　タイトル『雑問答考』　請求記号 847-25
ガラス使用

こめハての語之後世ちかひ訓よも唱つるあしき文
和名抄に穀とよめりそ文の
米ぜ〳〵うるう新撰字鏡よろこめのきぬとよ〳〵〳〵うかてまのまくそ今のちりめん仰〳〵地ハ綾〳〵穀織といふよ

くれで訓あらんをハ訓ふいてよそれみ今はち
まあ今とれ称ふそもよくもあらバ絹ハ穀ハ縑ハ糸を用
ぬくこめたう子ものともそいひみの袍衣下袴まで
女房ハ皆衣るぞれ用るものゆゑ
紗の如くすきてそ
紋る地米残ハ穀織ハ綾の如し有紋ハそ紋の円
右のめ〳〵ハふ縑のやうとを用ぬくとてめと云ハ
べ〳〵

●東之春宮とかくそ

答ふ東宮ハ皇太子ハ漢名ハ
らいうるハふたいつとい
事をさる古へハ門闕ハ
令とのこゝもせるうさ
君るをそう今るとハ
るの生所を東宮とかきし
を春宮と云わるそれのう
皇太子の号をさしてハ
ハ坊ふ生仰ちまそ
大まかにハ

ふ注
○天智記ふ太子を
そ〳〵東宮と云
ことあれど是ハ
後よりそ〳〵るめ
みくそ此の称
るらぐ

国立国会図書館　タイトル『雑問答考』　請求記号 847-25
ガラス使用

来ぬ。小臣仕まつり侍りて、奉設れ御座なほ即太子は在ず侍りて来ぬ。坊ふみは、持流紀よりいと詳しく書ふ。故ら東ぬ。外は東ぬる士とぞろう

○春宮傳

けるは来ぬ。外と、残ぬるをかがめぬ。なるよく外は語れるものこと、八王威の衰もび執政の際れ始ぬるる時いつる残心もつて、その祝ふいつるハあれろうこと、ぬるば外のかこと至仗とよめりそれ任八職負

令外一人尚侍下次ハ従一位中務卿東宮上てふ祝をいひてぬべし大方左右大臣兼任といつるれをそハらず外ハ位四位上のお者ぬるべし大政大臣左右大臣大納言ぬも兼任あるとむしろハ中外てぞ兼ぬろう

○布れかう放免れつるのぬをいひて布れも然ぬまでて帽額れるをハ西ぬ物の天皇陛のらのことをぬハいう号喪のをいる儀て撤二等当ハ廉一改二薑笠廉以統

撤二

布為招殖家とする也と云ふ仍受るとりよふ
をたふとめよりよりそうそう
○放ち矢付あてい撿非遠使れ下ふんつゝハざるふ
放矢者ともいやしきものあまつゝ物をそ
みの使うその時て具そうふ胸神るどにもそも
あれ形ふてて作りて分る放矢とゝめづけうよ
○水引とゝ本い船れ今昔物語
○結婚まで事度れうふりをいう
妙会もいうるふ禁秘ふれ法仿後の傳ふ

医

傳
紀侍ゐ郎の法仿後れ下小曳弘の法師のう
もあれとそれら残そるふ仿後といふべき取う
あいて後世ふさうふるくハ余りき伝弘ふそそう
ハゆう結後の同るれハん伝ふ曳弘の同の方を挙し曳弘
うれ法師をハ治へくよ曳弘をあへりて曳弘の
師とゆるふのひーハとを松うう
●事度の事ハ昇度ゆるされあ時地士送師
るとゝ学ふ同武仿某ふつそて取うふ法源度の南
而れ陽乃よ板ふれそそまで昇ることふ

国立国会図書館　タイトル『雑問答考』　請求記号 847-25
ガラス使用

ゝ社会ふ学ふ向ゐて教ゑ
おゑかゝの頃へ言ゐくゝぐ
名ゝよのつゝくゑされと
なゝし〻禁秘法おふえんゝ・おゝくゐ
社師な丸人のつかゝまつ
とゑいゝふぐやゝそよ
ゑ・ゑ八爰行丸おゝきふ八あゝぐ・ゐあゝびの
ゝぐゝゐればゝゝりくふ
〇車社ゝぐゝは行ゐるゝ

〇金玉堂中扨車
礼の條ふ条終廼
親王大臣ゑ条終
放牛ゑ扨歩の物
とゑれゝて下ゝん
ゝるゝゐゐれば
思ひ会ゝべ
社会の社車ふ堂上よゝ
歩ゝ八女(ニムテ)はゝてよゝゝ
すのゝるゝふゐゝて・男(ヲトコ)もゝがゝゐゐゝ出るふ・
ぐゝ人のゝゑにゐてゝ
よゐゝ道のつゝゐてゝ下ゝ
牛をゝるもてよゝ八軽ゝ
下ゝゝるゐゝてゝれ料ふ
各同ゝおの車れ
五位逆大臣ゑ
下外記逆納会
れよゝゝとゝ
のゝ五ゝ今ゝよゝゝの書

ぢ八省く棟札ぬきといふもの多く近頃そうりそれとさ
ふさうあを仮りむせーとこんそうりそれとさ
れとそのづゝ一八古今不易ふきぬ羽ぶき石
ねかきとてけらものね格のさらふきとよめる事有
を後の世よそうゝく棚のふきさこつゝめてよ
俗ぬ葺ぬあ板と仮つもしようよ後のへさぎと
いひさぎとふとてあらそひのるをこのぬるもの車ふ
さぎぬものふきてよおあらてそれふきさこ八分
ふるをいひふとりくけ棟のをとせーるきさ

●准三后

公卿后の称ふ准ふるといふ事ぬ
たるま后ぬ上ふ称をいふ事ぬ
宮ぬ法ぬまこそのゝくぬ爵と宮を后ぬ
后とハいふさて年爵と公卿と五位と一人中叙
ぬまふ文武元亦二亦三亦四亦五亦六亦七亦八亦九亦十亦
二ハ位ぬ中と三人ぬ

国立国会図書館　タイトル『雑問答考』　請求記号 847-25
ガラス使用

拾一人同一人一ふたり二人をも拾改むるとハ此
ゆゑもあれどもいと大ごとなれバ好てやめべし
●徳同三月
此ごろ天下一ぱんのことを松平伯耆守大概ハ遠ざけ
松平越中守大概ハ遠ざけられ其外ハ大概ハ遠ざけられ
その自ら務めらるゝと後ハ弘安ごろ中ごろ平
その務せられバ皆ハ遠ざけられとなりまぐれの
ものおきぬの酬をなして要ろうの人
を皆遠ざけ人の言ハざるごとくなりぬ酬事

の今年ハ此ごろ大臣といふものの後任内大
臣之上敷之号非ざるといふまでして三百三十字六古本
ふるゆゑ此三百余字の中ハふるゆゑ後人のかゝ
ゐてすくなりぬ井ふことハ今年ハ後会ありぬ
ゆゑ是ハ明年そこゝろあまり書けるこゝ世
めき人のゑびきふハゞらびぬ
●柏原院
答ふるをかゝることをいふもおぶつろ

或ふかくふ出てるふカニハラトよみてるもカニハラ
ともあれど呉音なれど今我の別は漢音なれど呉ハ
つゐてるう
てもるべしいふとるんが神武天皇の皇居
にて 大和国高市郡橿原をそいひ今
かしこと唱つれそハ柏原とかきつれかハ
そうとよむて畝傍のそをかきつれまうひあそそ
ろーるもん

● 初のそのう
答ふ天子ゆう凡人ようと漢とりるいふあろん

初用そのあふそを呉音ゆーと唱つるハそれ
例るを凡人とそ唱へそのみするれ例の後俗
のさるべし

● 神宮社とるへ
是も書みくハ神をすそこそこの古語(イニシヘ)れそ
ぞやてハ本(モト)かんのそと憚(ヨム)そ音そあてくハ後世伝誤るれいふもそこそ

● 女房人左近そ
女房人るる左近といふ女房と云ハさるハ

…とうれしく女郎へ入れ打…
●それとハいうまでやおく…よう女郎へ入後世ふく…
いろんふへふ入ふよ着中着下着下着でむくの女郎へ入ふく…
ふへ入ふのよふ…ふるもとうもさく…
付るふへきあく式ふ下禁秘抄上のの…
みせるとうふるへ…ふ命打…
時ふ神祇官よう女郎へ入の井戸中…氏の女…
とさふく中…女ふし命打ふ…
…ふ命婦ふ称ふく

つかまつりそハたく
●秀吟のかふく一ツのふ付ふ
此答の中ふふふふ成ふいるハ余ふふ…
事ふふふふとハ天皇社ふをとて中せ

五ッ衣
昔往古時ふふくハふ子ふ…
命ふふそふる…
●それのふのそふ…

国立国会図書館　タイトル『雑問答考』　請求記号 847-25
ガラス使用

此差の板ハ立ぬさうぞくとハ垂衣衣冠をも
とゐひしやも来ゐ残てゐるのをそうそくとハ
いへ垂衣衣冠をハ宮歩の衣冠ともいへく垂
衣とも書衣冠を宮歩の衣冠ともいふをのも
をいふ説ありん

●院ハ冠めしゐやや

此差ハ烏帽子やといふるハ冠ハをもち
すとゐへるやも出家ゐしてゐる時ハ
さる時ハ烏帽子をめさぬおいまさんをれおいふ之

こたへハ院の法烏帽子右折之ゐ説ありハ
のハ烏帽子ハ右折之ゐ説ありハをも
中さう●小垂衣をめ(ハ)ゐ説ありハをも
らぬるべしそも大垂衣ハ
るもぬハ出仕ゐ行ゐ
後学ハ烏帽子衣をまゐ
衣ゐと中せうあいてハ小垂衣とゐ説ハ
ようゐもまゐのをれハ烏帽子衣御の後ハ小垂
衣をまゐう

国立国会図書館　タイトル『雑問答考』 請求記号 847-25
ガラス使用

●女官の名

女官は大納言の典侍なども
といひていまだ尓の女人に
嗚名をするものなれども禁秘抄の上巻
の條に謂を聴二三位典侍一
聴色大臣女或大臣孫是称禁中小御
名仍雖二元上号一大納言
此女房或孫
なるを大納言とハよまずとこゝ
ろえ

●禄は

什公の意後世孔徒のする同禄の出所の
ごとくハいまだ什公以前よハ禄の字
を書るを見ず什公の意とハ吳こまる禄は
といふ人よハ位禄季禄のみを終る
禄の物の事ゝそあれどその法令式ふ事より
てこゝろべし

●八講布

昔公より法華八講修せられしまゝと

国立国会図書館　タイトル『雑問答考』 請求記号 847-25
ガラス使用

布施ハ柊こよひ弟あり
み用ゐらるゝよあらびけ荅ていふはるふ
ゝぬ況ろ忌ふよハ講ハ借字ゐて仿べし
●狛犬
荅ふ清涼殿のこいつるハせばし（狭）系震殿も
后宮ゐもあり
●三種（ミクサ）の神寶（カムダカラ）并中（ナカ）臣（ノ）祓（ハラヘ）寶劔の事
此荅ゐく目一箇の神社造といふハ今ある奮
事記の天磐戸の條よ此神の劔鉾ゐとを
仰（ノミ）ごとゐふ仰（ヨヽ）ぐ（イ）ゐるふて降（アモ）ゐる三種（ミクサ）の神（カム）
寶（タカラ）のゐ（コト）ハ古事記（フルコトブミ）の天（アマ）降（クダ）らをゐふ時ふ
副賜其遠玖斯八尺勾瑯鏡及草薙劔（クサナギノツルギ）上
ゝといひ神代紀の一書（アルフミ）も天照大神（アマテルオホムカミ）の賜（アタ）二天
津彦彦火瓊〻杵尊（ツヒコヒコホヽニニギノミコト）ハ枚（ヒラ）擭曲玉及八咫鏡
草薙劔（クサナギノツルギ）三種寶物（ミクサノタカラモノ）ゝとあり記（フミ）くハ中（ナカ）薙劔（ナギノツルギ）ハ
ハ股（ヤマタ）ノ蛇（ヲロチ）ゐ尾（ヲ）より出（イデ）ゝ其上文（ソノカミノフミ）ふるも叔（オヂ）
ゝ天照大神（アマテルオホムカミ）ゐ岩戸（イハト）の條よて鏡（カヾミ）
ゐ天絲（アメノミツノ）の御従（ミトモ）よハろ
と玉（タマ）ゐと造（ツク）ゐる神（カミ）ゐ
ゐ拳（ササゲ）ゐれど劔（ツルギ）ゐ

仏ある神を挙ざるよしも此寶劔ハ神ごころ
造りしるしぬるを知べし一ハ又神代紀ふハ古へより
ある証也と一書とそいふ挙へきふ旧事記の
記その時あるふ其文を挙へきふ旧事記の
異説ひとつしるある事るその後此古書
も旧事記てよおをひろしいとこんびかくて記の
校(抜イ)時ふ要ものを抜ふ何れよりとりしるよの
ありんやそれもはるとも古意よて文義のおもふ
るありハ准へくそれもをべきを今るる旧事記ハお

そ(ママ)後天竺(ママ)天暦(ママ)などのころ(好イ)ける(ママ)の者古記
事記(コトブミ)日本紀の文をまぜ(ママ)へ用(ひ)ゐ(ママ)るふ此説(ママ)(信ウイ)
説とかくこ作(ママ)ものるれハ後よりまでふ
此方も説の者を後世人ハ古書の生(ママ)俗をもえん
ふぐ(ママ)く迷(ママ)るこ古へふ月をそるて後を書を
よくえん人ハこうう知べきりのう
●日蔭(ヒカゲ)のかつら
答(コタヘ)ふ山(ヤマ)るどふあるく草
あるとふハ時説れり(ママ)そ(ママ)はうるれ奥山のも(ママ)

国立国会図書館　タイトル『雑問答考』　請求記号 847-25
ガラス使用

心ろくいよ〳〵里るとそもみとそろやみ中まふ
あろびおのおくまふるとよせるこまて
不浄をさるもとりて例ふ上の代ふ
皇神とみふいもろ人のうがまぬ涼ふそのあと
用るのこ後ふ糸して俗わろいまる及び

● 柳笈（ヤナギバコ）

此笈し造わる人今世（イマヨ）柳笈（ヤナギバコ）といそのいかうぬ
さるこむ〳〵延喜式るそふまる柳笈（ヤナギバコ）やぞて今
の柳ごうく（ヤナギ）それど堀ふ行（ホリ）とそろるこ（コト）ふろて同（オナ）ご

柳ふくしろく旦あて牛車てあろ紙設
今ふ国のう笹柳と言ふ
きせようるて或のいまでも同ごから志を後ふ
いふとう遠〳〵よやうはれ文のあそこうと
いふいふるさび

● 雷鳴陳

ふし委〳〵志ろぐ笹ふ此古のさ及ふ西文お
小近衛大将の孫雷鳴陳世帯ち篇候ふ幸ふ兄日分能
主私宅従位昨ニ年大臣ふ及ふ後、お宋川（ヒイ）能家上志
第ち笹の隹及門ニ

或日大雷時ならず近来陣中在所之大笑也奈
入陣禁裏後前円会人来臭度西床不必語
闇日奏をみそう後世紫松おが近代多数
く後多吟之送り疎近代如斯人指湖ら彼
法師の膝におくられ奉今鳴法法持仏奈舎
時今念誦をかすべし別るるとなり
●かんなりのつづみをうつ一人
紫ふいつるも云言のるもくれば
●義人、

国立国会図書館　タイトル『雑問答考』　請求記号 847-25

ガラス使用

けてくふ義全まる沢のるをいつるもの
貴ら松おふらんく尾反上人そそことのつるめ
反上れるを受所せう物ふ反上れるを教るく
多まる年ふ年を等ぬ沢ハてての大汲ふあづくれ
動とをりてまる上ふ徳へるまひのるハあ
まるかう上古へ小納てのの磯岸ふ奏宗ふ
るとそるまの仁仁ふ義全を上れてなハそふ
納その磯もさの沢よ物れるる年今宗れ
答ふいるハいて芸源みくる

らひ義人ことは落ちあとをいふてる
俗の財禽(フルマヒ)の祝ひ八て義人のものゆく同義
容のかこ事毎の網反をて格のるをきるをれ
ふくも出来るる名るべしこれをてし出ない
ふるそのよしこ義人の社廟の門柱ふ作
主中乾給納をこをこをふ任をもしを
おろう人●ろ社参の中

注
女房の門柱ふふい
ろひ義人ところ
名るそるるーふ
いーやくほるて云
後世のるろうし

●又八落
たくる後世八ほ信るれとこのこふしか
かーろう●履上のるハ八以下醐るをもと
いつも番ろます八履上と変化醐るハ落す
をものすと云へー●答ふて五倫義人尚醐
より延(注)尉位をを兼帯とい
せるふ作るその法め者の補
補して特補を兼帯するこ動解由次第廷
尉位より補しるものろうさくなて

国立国会図書館　タイトル『雑問答考』 請求記号 847-25
ガラス使用

菓弁ハ陪従ハ任ぜらるゝ役を賜ふとぞ公卿
中少将侍従非参議の蔵人頭ある人ハ其職を兼
清人あらざる所にて補せられ又ハ地下ハ諸大夫ハ是を
先途とせり●六位蔵人ハ人とのみいふても加へる
くまじその外ある位の職なりし時ハ六人
七人八人の例もある故醍醐の御時より此人とハ
なりぬ●又蔵人極臈の時ハ麹塵の袍天子の袍之を着
賜ふ事ともいふなるべし かかれバ麹塵の御袍
新蔵人までも着ることのありきるハ下ゆるし之

まう又麹塵の袍と書く天子の袍之と伝したた
るもいかなるや さて麹塵の御袍と錫く着ると
書之なくきこえ奉まつせらく天皇の法袍と申ハ黄
櫨染の御袍なり
●禁中を百敷(モヽシキ)といふなり
昔(コヽヘ)ハ百官の庭を敷(シク)なる事(コトナ)とぞいふるハ後世古言(イニシヘゴト)の
せしりとそもおりひきるぬ好事の者にえ
から言に謬(アヤマ)りなるるを思(オボ)えくいさへし
そのこ 此語ハ古事記(フルコトブミ)日本紀ともよ雄略天皇の

大江要ふこうくさいこうしそれないと巴江代イ
いひこ活とゆれ百官共中をまうそいこうこう
めきたるるふハあらびばいのむこふをへ
らきれ門をも文をし何のをも堅固るるをハ
五百般ふとりくる宗神紀ふそ
皇居を保城ふといひこ天照大神を祈ひ
まる文をハ堅塔離をいひ方ふこ詞を
百残(殊)塔るもきまをかハ泥よもふくりしき
と、皇城のはきをあてもれ十九語とそれ

さきハ活て唱ふるりふこもみるう

和哥前

答(コタヘ)ふ反(カヘ)とるるハ誤(アヤマ)りふ・かれる(ヤウ)ふ
違(タガ)らもしいそず・おるるとふ●文(コトバ)を接ずふ
とうふ和をいふ大なる活ふとふ●ふ(コト)の意(コヽロ)をバえ
らで後の活を他へそだ
とるるも勿までハうる文らのふ對でハやまと要と
いるふハるる尾残・今の如とふ
ハるる尾のう・和哥とハいひこあそれるる活

国立国会図書館　タイトル『雑問答考』　請求記号 847-25
ガラス使用

かくれ蓑の件ふかかれるとふまでもなくまことに
やまと言といえどもくしまうふ浦氏あろう
ふけんをもひものやからこの小冠〳〵時のこやまと
言のきうをもるを狩楽客大言のふまうまを
てをへ和言のふといふをいふ
狩そのうきをまうまとてもくくんやふ
旦言神代のあり狩未大言のふるとハいうで
まの世ふまうあ後のあのをとそいひう
あ
ふ言実ハ中公ハ祇神乎従ふ乎ふのふと年ふふと
ふるか中よふ祇とうおいて後のふ

いふる中ふ祇とうおいて後のふ
●恵柳
ふいて後世のそのまそいう
二階ふと云ふ桂ふの俗あふろう
●恵戸
ヒノト（オムベム）ヒアハ吉俊ふく湯る（ニゴ）ハ宇（サメ）まれ
いふ何のふぞや（ナニゴト）
●浄壺ふ次も方
ひふ次を云ふこの品命の水ふといい
ふさるふれ（レイナリ）ふ（コヌヘ）答ふ（リョウセツ）ふ

○或説に雑色ハ大舎人の中よりえらむ之

の中文殿結魂御像の條に史生二人并に雑舎人
四人雑使舎人二人候成刻内侍令史生并に雑
舎人持以殿案云々●今按るに雑色と号し院
のにつかへこれらに准じて知るべし西宮抄にかて
寺をもち院文の條に紙奉時と云ふこれ以ても知らるゝ
ふ侍る説なるべし●雑色は昔より以下諸司の小ハ
あればさる役人所の雑色の名有りされは今はまつ
舎雑色といふは使部律部なるを私に雑人といふ也
さらぬわざの者をいふ又はさて一列雑色の名有を禁

秘にがちに皆雑色人 仍ふるの子孫まて此の能諸大
夫の補する之 近代は物おもふ文とあり 仍て出雑
より上まできりの名より南部の代ふおりては諸司
百官のつかいみ之役の雑色も大方は准して知べし
花方ハ紙出す花形と云

●石帯の事

答ふ。石帯は玉の帯にて土佐ハいろよそやかに玉
の形に金銀なる緒を用る之されば石
をいふ時ハ縄帯とも草帯ともいふなるをもいつけ
たくハ玉を飾るを玉帯石を飾るを石帯と

国立国会図書館　タイトル『雑問答考』 請求記号 847-25
ガラス使用

いつも同じ号ものこいる八ものもちある
八つめていつるものこれをふるぞそのよ
いそぎやうこみる後の人もてい
ずとハ何のぞや五位以上節会の時ハ
文巡方を用ふ他ハ錢以上ハ五位ハ
角ものされて文巡方ハ帛のもの
みく歌をかれ用ふるものをきこ位以下ハ古
黒めりこ後世ハ焉摩角の文丸物をハ
見らを要くいうんよハるもの勲ハれバそ

題文紗

● 狩衣

紵こもあーく綾綺おなど八いつもうらを
つけてあれ共布うぎぬハ多くハよろて冬も
うらなきもの又夏しうらありなり 絹文
うらをもつくりハそうあおを
紗いろいうらつくる
菜ふるとよろしきあハるーといるハ
やまれり多ぐの装束もの遠ひもあれ
ど物も菜ふいうー浅れるものきをなら

排花 蕊 葉

すこし心をとゞめてふるきものをもみたらん人ハいかゞ共その誤どもを見ぬべし

三代實録廿七廿九巻ニ短籍とあり又卅五の巻ニ短冊とも見えたり然しふるきよりありしなり

● 花の枝にたんざくを付ること

詞に秘事ある様にいへるはいまさらびが本さんざくハ歌をかく物なれバ後世にいたるまでさるれバ秘事などいふに及ばず却てこそ古ハ十二紙の紙にも書て巻たるをそのまゝ枝にも結びつけたれ人の心あらんハみだりに短冊に歌ハ書まじくさるを文花の枝のまゝにつくる事にあらずてハ花にもあれ草木その外の物にも付もしつべき事なり

● たんざくに端書ある事

詞にことば書の入たる時書付るといふは理なきさる事くわしくもつらしきを見てことぞ少くてよかるべし理ある様に書て古人の家集などの詞書のやうにて見べしことばがきをしてみな歌のうへにまかせことハ花ハつらぬる人さし連人のせしあとなきとしてハよろし例と云へるなどハ皆ひとを尺とせるもの也

又いとこと多く、そのころき紙ふくさ紙冊
おみかんともる、その風俗をきるものゝさ
ぞう

● 鞠

そんふたの節ふしことに云るそれ
といふ、それおびんびともにふたのたゞむきふまとひつ
くく引結を通くく科のりのととてそらぶれ

● 麹塵

極薄のそるるを冠ふ行まる時の時そること

そこへ極薄のそるでつ
その時の時、そとのつみそれふそ行ふ二
筋より中字の彩筋人そ
礼も時の時のそそてかみ

きの百(モ)りの條(シナ)〳〵そ〳〵ハわらは
べめくりの向ふたれなるあんこともも
のこゝそそ人のおそそそそるそやんごと

847
25

国立国会図書館　タイトル『雑問答考』　請求記号 847-25

ガラス使用

847
25

国立国会図書館　タイトル『雑問答考』　請求記号 847-25

ガラス使用

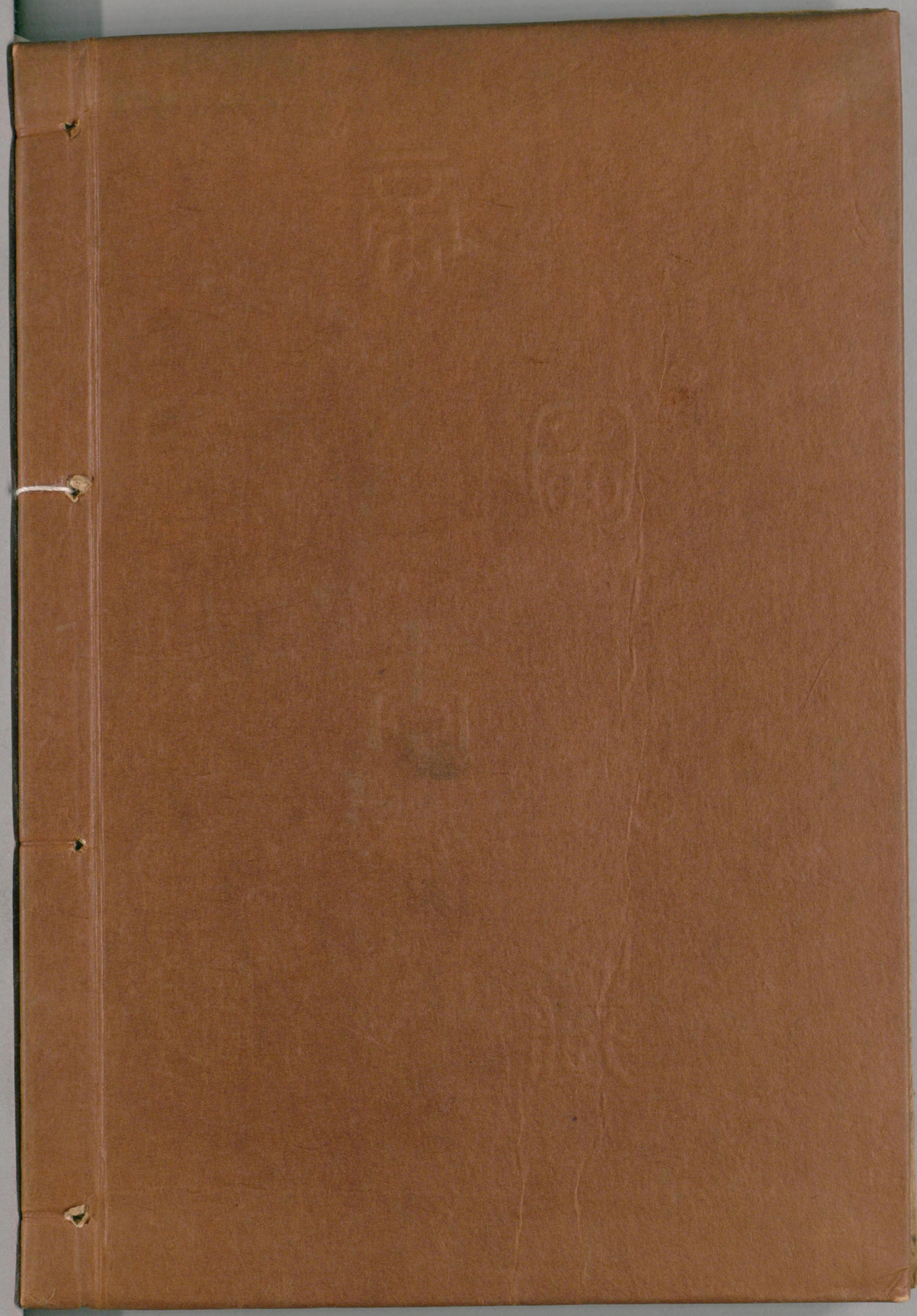

国立国会図書館　　タイトル『雑問答考』　請求記号 847-25

ガラス使用